

5・4 国際海上コンテナの陸上輸送問題

5・4・1 国際海上コンテナの陸上輸送安全対策

国際海上コンテナのトレーラーによる死傷事故が相次いで発生していることを受け、国交省は、2009年7月に省内関係部局と関係業界による実務者レベルでの検討を行う目的で「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策・実務者勉強会」を設置し、2005年に策定された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の取組み状況に関する実態調査、トレーラーの事故に関する調査、海上コンテナ情報に関する調査、および今後の安全対策等について検討が行われた。

その後、国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策の法制化を目指す民主党に政権が移行したことから、政府は当該法律案を国会へ提出する方針を決め、同年12月に三日月政務官を中心に関係省庁、物流事業者、荷主および労組で構成する「国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策検討会議」を新たに設置し、2010年2月までに計3回の会合を開催し法律案の審議が行われた。

1. 国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策検討会議

検討会議では国交省より、受荷主等にコンテナの重量、積付、品目等の情報伝達を義務付けるほか必要な措置を定めることを目的とした法律案(国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案)が提示され、関係業界との間で審議が重ねられた。

法律案について当協会をはじめ荷主・物流事業者からは、情報伝達と安全性向上の因果関係が明確ではないこと、法律案の実効性に問題があること、物流上の混乱を招くこと、国際競争力の阻害要因になること、国際的な制度でない限り機能しないといった懸念が繰り返し示されたが、一方で、トラック業界および労組からは運転者の安全の観点から法律制定の必要性が強く訴えられ、結果としては、安全対策が重要であることに相違はなかったものの、個別の論点については各事業者の意見を集約するまでには至らなかった。

検討会議での審議は第3回会合(2月16日)を以って終了し、法律案は検討会議での意見を踏まえ国会で審議されていくこととなった。なお、運用面での詳細な点などについては政省令で定めることになるため、法律成立後に引き続き関係者による検討が行われる予定である。(その後、法律案は3月5日に閣議決定され、会期中の通常国会へ提出されることとなった。)

2. 法律案の概要

(1) コンテナ情報の伝達等

① 輸入

- ・受荷主は、外国の発荷主に対し、コンテナの重量・積付情報等を提供するよう依頼。
- ・発荷主から取得した情報を受荷主は海貨事業者等に、海貨事業者等はトラック事業者に、トラック事業者は運転者に対し伝達。
- ・受荷主は、重量情報が取得できなかった場合には、重量を測定し結果を伝達。
- ・情報伝達義務に違反した場合は罰則を課す。

② 輸出

- ・発荷主は、コンテナの重量・積付情報等を運転者まで順次伝達。
- ・情報伝達義務に違反した場合は罰則を課す。

(2) 港湾における不適切状態にある輸入コンテナの発見・是正

- ・受荷主は、トラック事業者から求めがあった時は、不適切コンテナの発見・是正のために必要な措置を実施。
- ・国土交通大臣は、不適切コンテナの発見・是正のための指針を策定。
- ・関係者(含む、船社)は、港湾・埠頭ごとに不適切コンテナの発見・是正のための安全対策協議会を設置できる。

(3) トラック事業者・運転者の遵守事項等

- ・トラック事業者は、不適切コンテナの運送を下命・容認してはならない。それを指示した荷主等には勧告を行う。
- ・トラック事業者及び運転者は、コンテナ情報等を踏まえた安全運転、コンテナロックを実施。

(4) 船社に関する規定

- ・船社等は、トラック事業者から求めがあった時は、知り得た範囲内で情報提供するよう努める。
- ・船社等は、受荷主による不適切コンテナの是正措置に必要な協力をするよう努める。